

第 243 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 8 日

南 部 町 農 業 委 員 会

243 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年8月8日(金) 午後2時5分

2. 閉会年月日 令和7年8月8日(金) 午後2時23分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(14人) 会長 4番 中村文男
会長職務代理 2番 川守田雄一
委員 1番 石塚正義 3番 三浦恵美子
5番 工藤静夫 6番 夏堀健一
7番 川門前俊文 8番 石橋薫
10番 赤石敏文 11番 夏坂元一朗
12番 山田憲幸 13番 佐々木徳志
14番 黒坂昭彦 16番 工藤信仁

5. 欠席委員(2人) 9番 佐々木一雄 15番 梅内道子

6. 会議書記

事務局長 野月正治
主幹 佐藤弓孔
主査 宮野健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第3号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5 報告第4号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第17号 非農地証明交付申請の承認について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>6番　夏堀　健一　委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第243回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、9番　佐々木　一雄　委員・15番　梅内　道子　委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第243回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>
議　　長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1　会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>12番　山田　憲幸　委員</p> <p>13番　佐々木　徳志　委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2　会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
議　　長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3　諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4　報告第3号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>報告第3号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、4件です。</p>

	<p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年10月12日から令和9年10月11日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年7月2日、土地の引渡しの時期は令和7年7月3日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和5年4月11日から令和10年4月10日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年7月2日、土地の引渡しの時期は令和7年7月3日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年8月10日から令和9年8月9日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年7月15日、土地の引渡しの時期は令和7年7月16日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成30年3月13日から令和10年3月12日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年7月15日、土地の引渡しの時期は令和7年7月16日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	次に、日程第5 報告第4号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。
	報告の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹
	報告第4号について、説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。
	農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。
	番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和5年10月11日から令和11年10月10日まででした。
	今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年7月2日、土地の引渡しの時期は令和7年7月3日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第6 議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
	議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹
	議案第16号について、説明いたします。
	農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で所有権の移転に関するものです。
	なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。
	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏堀 健一 調査員</p>
夏堀 調査員	<p>去る8月1日、川村推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第16号と議案第17号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第16号について、農地法第5条第2項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、既存施設の老朽化に伴う移転新築により、施設利用者の福祉向上を図るために転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第16号について、補足説明いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、福地・坩渡地区で福地支所から南東に約1.4kmの距離に位置し、北側は山林、東側は農地、西側と南側は宅地となっております。</p> <p>農地区分については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから、その他の2種農地と判断されます。</p> <p>2種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的を勘案して、周辺の農地以外の土地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第16号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第7 議案第17号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第17号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 夏堀 健一 調査員
夏堀 調査員	議案第 17 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請人が平成元年頃から当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。 以上で説明を終わります。
議 長	非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 17 号について補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・平地区で南部町役場から南東に約 2.6 km に位置し、周囲が山林に囲まれた小集団の農地となっています。 現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地の認定は問題ないと考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 17 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 第 243 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 <p style="text-align: right;">(午後 2 時 23 分)</p> 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 8 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....